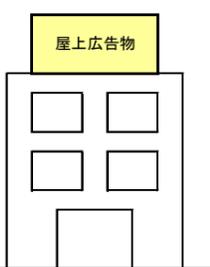
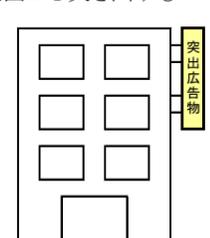
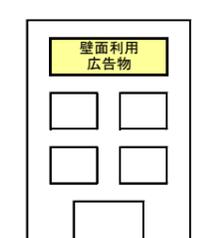
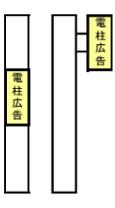
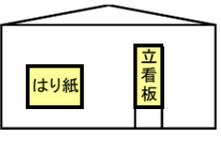


<個別の基準>

広告物の種別	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
野立広告塔・広告板 広告板:1面あるいは表裏の2面で構成されるもの 広告塔:3面以上で構成されるもの(三角柱や四角柱など)	自家	広告塔 高さ 地上10m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内	自家	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内	
	案内	高さ 地上5m以下 表示面積 1面3㎡以内 1個あたりの合計6㎡以内 5者以上が協同で表示する場合、 表示面積 1面10㎡以内 1個あたりの合計20㎡以内 1者あたりの面積が等しいこと 同一の店舗、事業所等について表示する広告物が 同一方向から見た場合に複数存在する場合は、 相互間の距離を10m以上とすること		案内	高さ 地上5m以下 表示面積 1面5㎡以内 1個あたりの合計10㎡以内 5者以上が協同で表示する場合、 表示面積 1面15㎡以内 1個あたりの合計30㎡以内 1者あたりの面積が等しいこと 同一の店舗、事業所等について表示する広告物が 同一方向から見た場合に 複数存在する場合は、 相互間の距離を10m以上とすること	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内 同一の店舗、事業所等について表示する広告物が 同一方向から見た場合に 複数存在する場合は、 相互間の距離を10m以上とすること
	一般	掲示不可	掲示不可	一般	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内 市長が指定する道路、鉄道から 100m以上離れていること 同一の店舗、事業所等について表示する広告物が 同一方向から見た場合に 複数存在する場合は、 相互間の距離を10m以上とすること	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内 同一の店舗、事業所等について表示する広告物が 同一方向から見た場合に 複数存在する場合は、 相互間の距離を10m以上とすること
屋上に設置するもの 	自家	建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物の棟の上は不可 地上からの高さが48mを超えないこと 横の長さ≥縦の長さであること 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ5m以下	高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ10m以下	自家	建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物の棟の上は不可 地上からの高さが48mを超えないこと 横の長さ≥縦の長さであること 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ10m以下	
	案内一般	掲示不可		案内一般	建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物の棟の上は不可 地上からの高さが48mを超えないこと 横の長さ≥縦の長さであること 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ5m以下 表示面積 1面の面積が30㎡以内(複数面ある場合は最大鉛直投影面積)	表示面積の規制なし
壁面から突き出すもの 	自家	外壁からの出幅が1.5m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 上端は壁面を越えない(建物の上に飛び出ない) 表示面積 1面20㎡以内		自家案内一般	外壁からの出幅が1.5m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 上端は壁面を越えない(建物の上に飛び出ない)	
	案内一般	掲示不可		案内一般	表示面積 1面20㎡以内	表示面積の規制なし
壁面を利用するもの 	自家	壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと 表示面積 <壁面の1面が300㎡未満> 壁面面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面の1面が300㎡以上> 壁面面積の10分の1以内 または60㎡以内		自家案内一般	壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと 表示面積 <壁面の1面が300㎡未満> 壁面面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面の1面が300㎡以上> 壁面面積の10分の1以内 または60㎡以内	表示面積 壁面の1面の面積に 関係なく、 壁面面積の5分の1以内 または15㎡以内
	案内一般	掲示不可		案内一般		
塀を利用するもの 	自家	塀の上端及び両側端から突き出ないこと 表示面積 <塀の1面が300㎡未満> 塀の面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面の1面が300㎡以上> 塀の面積の10分の1以内 または60㎡以内		自家案内一般	塀の上端及び両側端から突き出ないこと 表示面積 <塀の1面が300㎡未満> 塀の面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面の1面が300㎡以上> 塀の面積の10分の1以内 または60㎡以内	表示面積 塀の1面の面積に 関係なく、 塀の面積の5分の1以内 または15㎡以内
	案内一般	掲示不可		案内一般		
アーケードに添加するもの 	自家案内	掲示不可		自家案内一般	表示規格 縦0.4m以下、横1.35m以下、 幅0.3m以下 同一街区では同一規格 下端は地上2.5m以上	

<個別の基準>

広告物の種別	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
電柱・街灯柱等を利用するもの 	自家案内	突き出すもの 表示規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 個数 電柱等1本につき1個		自家案内一般	突き出すもの 表示規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 個数 電柱等1本につき1個	
	一般	巻きつけるもの 電柱等1本あたりの表示面積合計 1㎡以内 掲示不可		一般	巻きつけるもの 電柱等1本あたりの表示面積合計 1㎡以内	
消火栓標識柱を利用するもの 	自家案内	吊り下げのもの 表示規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 個数 消火栓標識柱1本につき1個		自家案内一般	吊り下げのもの 表示規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 個数 消火栓標識柱1本につき1個	
	一般	掲示不可		一般		
はり紙・はり札・立看板等 	自家	壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと 塀利用 塀の上端及び両側端から突き出ないこと 表示面積 <壁面又は塀の1面が300㎡未満> 面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面又は塀の1面が300㎡以上> 面積の10分の1以内 または60㎡以内		自家案内一般	壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと 塀利用 塀の上端及び両側端から突き出ないこと 表示面積 <壁面又は塀の1面が300㎡未満> 面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面又は塀の1面が300㎡以上> 面積の10分の1以内 または60㎡以内	表示面積 壁面又は塀の1面の面積に 関係なく、 面積の5分の1以内 または15㎡以内
	案内一般	掲示不可		案内一般		
アドバルーン 	自家	表示規格 縦20m以下、横1.5m以下 ロープの長さ 取り付け箇所から50m以下		自家案内一般	表示規格 縦20m以下、横1.5m以下 ロープの長さ 取り付け箇所から50m以下	
	案内一般	掲示不可		案内一般		
広告幕・広告網 	自家	道路を横断するもの 幅 1m以下 下端 地上5m以上あること 壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと 塀利用 塀の上端及び両側端から突き出ないこと 独立のもの、広告塔等に取り付ける場合(その他の場合) 幅1.5m以下(幅とは縦横の短い方の辺) 面積 1枚につき30㎡以内		自家案内一般	道路を横断するもの 幅 1m以下 下端 地上5m以上あること 壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと 塀利用 塀の上端及び両側端から突き出ないこと 独立のもの、広告塔等に取り付ける場合(その他の場合) 幅1.5m以下(幅とは縦横の短い方の辺) 面積 1枚につき30㎡以内	
	案内一般	壁面・塀利用 表示面積 <壁面又は塀の1面が300㎡未満> 面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面又は塀の1面が300㎡以上> 面積の10分の1以内 または60㎡以内 掲示不可		案内一般	壁面・塀利用 表示面積 <壁面又は塀の1面が300㎡未満> 面積の5分の1以内 または15㎡以内 <壁面又は塀の1面が300㎡以上> 面積の10分の1以内 または60㎡以内 掲示不可	壁面・塀利用 表示面積 壁面又は塀の1面の面積に 関係なく、 面積の5分の1以内 または15㎡以内
のぼり 	自家	1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 道路の区域及び路端から5m以内の地域の場合、 のぼり相互の間隔を5m以上とること		自家案内一般	1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 道路の区域及び路端から5m以内の地域の場合、 のぼり相互の間隔を5m以上とること	
	案内一般	掲示不可		案内一般		

<共通の基準>

- ・蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ・裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- ・電飾設備を有するものは、昼間においても美観を損なわないものであること。
- ・構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- ・交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ・信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

区分	説明
自家	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
案内	道標、案内図版その他公衆の利益に供することを目的とする広告物又は掲出物件
一般	上記以外の広告物又は掲出物件